

学 則

- 1 研修の目的
- ・一般課程：視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等との外出の際に、同行援護従業者として必要な援助に関する知識及び技術を習得する。
 - ・応用課程：同行援護を提供している事業所のサービス提供責任者としての知識及び技術を習得する。

- 2 研修の名称 同行援護従業者養成研修

- 3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修了年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
一般課程	函館市	昼間	3か月 (やむを得ない場合6か月)	28時間 (4日間)	10人	34,970円	同行援護従業者の資格取得希望者及び同行援護に興味がある一般の方
応用課程	函館市	昼間	1か月 (やむを得ない場合2か月)	6時間 (1日)	10人	14,970円	同行援護従業者養成研修一般課程修了者

- 4 受講手続

- (1) 募集時期 開講日の1か月前から8日前までの間
(2) 受講料納入方法 申し込みのあと、当法人口座への振り込み
(3) 受講料返還方法 原則は返還しない
(4) 本人確認 公的証明書による確認

- 5 研修内容及び時間数

<一般課程>

区分	科目	基本時間数
講義	外出保障	1
	視覚障害の理解と疾病①	1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5
	視覚障害者(児)の心理	1
	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5
	同行援護の制度	1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5
講義・演習	情報提供	2
	代筆・代読①	1
	代筆・代読②	0.5
演習	誘導の基本技術①	4
	誘導の基本技術②	3
	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	4
	誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	1
	交通機関の利用	4
合計		28

<応用課程>

区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の業務上の留意点	1
合計		6

- 6 研修の免除 平成 23 年 9 月 30 日において、次に掲げる研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、または当該研修の課程を受講中の者であって、平成 23 年 10 月 1 日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修一般課程のすべてを免除する。
 (i) 視覚障害者移動介護従業者養成研修
 (ii) 重度視覚障害者研修
- 次に掲げる研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修一般課程及び同研修応用課程のすべてを免除する。
 (i) 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する「視覚障害者移動支援従業者資質向上研修」
- 7 主要テキスト 新版 同行援護従業者養成研修テキスト（中央法規出版）
- 8 修了認定
 (1) 出欠の確認方法 出欠簿を備え、担当講師が確認の上、出欠簿に署名する
 (2) 成績の評定方法 実技に重点をおくので、質疑等における理解度を講師間で評価する
 (3) 修了の認定方法 全期間受講を確認の上、担当講師の報告を基に理事長が決定する
 出席日数及び評価によっては、同行援護従業者の公認資格を取得できない場合もあり
 (4) 修了証明書 全カリキュラム履修後に一般課程と応用課程それぞれの修了証書を交付
- 9 退学規定 ①受講者が自らの都合で退学しようとする場合文書による退学届けを提出する。
 ②当法人の方針に反し不法行為があった場合退学を命ずる文書を発する。
- 10 その他 これら以外の課題が生じた場合、その都度、理事会により決定する。

- 注 1 「事業所の所在地」は、研修を実施する市町村名を記載すること。
 2 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
 3 「修業年限」は、事業者が、規定された修業年限内で定めること。
 4 「研修期間」は、研修（講義・演習・実習）が開始から終了するまでの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3箇月、90日
 5 「受講料」は、講習料、教材料、実習料など受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。
 6 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法）を記載すること。